

一財) 日欧産業協力センターウェビナー

EU の森林破壊防止のための評価調査 (デューデリジェンス) 規則 (EUDR) とは ～産業界への影響と日本の森林破壊防止策～

2024 年 6 月 13 日(木) 16:00~17:40 東京 (9:00~10:40 ブリュッセル)

Mr. Manuel Hubert, 日欧産業協力センター EU 側専務理事 開会挨拶

日本のビジネスや貿易への影響が予想される EUDR (森林破壊防止規則) は EU における広範な森林破壊対策の一環である。本規制は本年末に適用が開始されるため非常にタイムリーなディスカッションとなる。欧州委員会から本規制の作成、交渉に関与した Diego Torres 氏が登壇、またフランス環境省の担当者、日本の農水省の杉村氏、日本の産業界よりスピーカーを迎える。登録者より多くの質問がすでに寄せられており、視聴者の皆さまのご参加にも感謝申し上げます。

Mr. Diego Torres, International Relations Officer, DG Environment, European Commission プレゼンテーション

EUDR の概要

過去 30 年で EU の面積を上回る森林が消滅し、様々な取り組みにも拘わらず森林破壊は進行している。これは地球温暖化を悪化させ生物多様性に悪影響を及ぼす。本規制の目的は、EU が世界規模の森林破壊や森林劣化に加担することを最小限にし、また温暖化ガス排出や生物多様性の喪失を低減させることである。森林破壊や森林劣化の 11% が人為的な温暖化ガス排出が原因であるという報告もある。これは 2050 年までの気候中立で解決すべき課題である。タイムラインについて、本規制は 23 年 6 月に発効し、大企業は本年末よりこの法に従う義務を負う。中小企業についてはさらに 6 か月間の移行期間が設けられ、25 年半ばより適用される。

EUDR の主な特徴

企業は原則的にサプライチェーンにおける森林破壊や森林劣化の関与に責任を負い、基本的にデューデリジェンスを報告する必要があり、2020 年以降の森林破壊や森林劣化に関与した製品をサプライチェーンに含めないよう管理する必要が生じる、というのが基本原則となる。本規制は EU 域内企業また EU 内外で生産された製品に等しく適用される。責任を負うのはいわゆるオペレーターである。EU 域内で生産された製品であれば EU 域内企業、域外で生産された製品は輸入者がオペレーターとなり税関申告を行う。この場合、オペレーターとサプライチェーン上流の業者の協力が必要となる。対象となる品目については本規制の Annex-1 に HS コードと共に記載されている。ウェビナー登録者より質問のあった、楽器や自動車は対象外である。次に要件について、企業には EU 市場に提供される製品が 2020 年以降の森林破壊や森林劣化に関与しないよう管理する必要が生じる。また原産地の法規制に従い生産しなければならない。このため生産の際に使用した原材料について厳しくトレーサビリティを行う必要がある。森林破壊の定義は FAO (Forest and Agriculture Organization) の使用する定義に従っている。繰り返しとなるが Annex-1 の通り対象品目は 7 品目で、同規制は企業の国籍を問わず等しく摘要される。また同規制は 2020 年以降に生じた森林破壊や森林劣化を対象としている。

適用が開始されるまでに EC は必要なインフラを整え、同時に事業者や関係者の疑問、懸念払拭に対応する。その一環として Q&A を作成しており、これまでに 2 版発行、第 3 版は近日中に公開される。本件に関するリンクはウェビナー主

催者と共有した。また 7 月にはデューデリジェンスや証明書など多くの情報を含む 11 章からなるガイダンス文書を発表する。EC は EU デジタルベースとなる IT システムも開発しており、これは本規制の実施にとって肝となる。オペレーターまたは輸入業者は税関申告を行うが、それに先立ち EU 情報システムと呼ばれるデジタルデータベースにデューデリジェンスステートメントを報告する必要がある。ここで輸入品の原料生産地など詳細情報の報告を行い、本システムがデューデリジェンス参照番号を発行する。この番号は税関申告の際に必要となる。以上が本規制の主な要件である。

Ms. Marine Reboul, Policy Officer on Imported Deforestation, French Ministry of Ecological Transition プレゼンテーション

初めに森林破壊対策に関するフランスの立場や取り組みをご紹介します。フランスは他国と協調した取り組みと併せて国家レベルの森林破壊輸入対策にも取り組み、またトレーサビリティや透明性に基づくヨーロッパレベルでの取り組みを歓迎している。EUDR についてはセミナー、ウェブサイト、ミーティングを通じて情報を周知し、各関係者との議論を進めており、本規制の実施に向けて疑問点、必要点を洗い出している。また EC や他の EU 加盟国とも協力し質問に対し詳細な回答を作成している。共通の目的は明確なフレームワークを共有することであり、EC の設置したワーキンググループなどにも参加している。フランスの EUDR 担当当局のタスクは、Torres 氏より説明のあった情報システムを含め、規制実施に関する情報を詳細まで把握することである。フランスは影響を受ける企業に対し対話やツールを用いて支援を続け、リスク分析やデューデリジェンスに役立ててもらうほか、ヨーロッパレベルでの取り組みにも協力を続ける。

Ms. Clemence Boullanger, Policy Advisor on Deforestation and Land, French Ministry of Ecological Transition プレゼンテーション

フランス環境省で国際関係、EUDR のディプロマシーを担当している。EUDR は持続可能な森林破壊の無いバリューチェーンを推進することを目的としている。EC と加盟各国はこの規制の実施を第三国で進め、コンプライアンスを推進し、森林破壊の根本的な原因に取り組むことになっている。この目的のためにチームヨーロッパイニシアティブ（TEI）を立ち上げた。これは EC と加盟各国が様々な活動を調整し、最大限のインパクトを得ようとするものである。TEI はグローバルサウスに目を向けている。EUDR の優良事例など情報へのアクセスを提供し、調整機能を果たし、アウトリーチ活動を各国のパートナーと行う。技術支援、トレーサビリティやマッピング能力の醸成も予定されている。このような活動により EUDR への移行を成功させ、森林破壊、森林劣化を緩和したいと考えている。

杉村 元 農林水産省 輸出・国際局国際戦略グループ 国際専門官（企画・環境チーム） プレゼンテーション

本日は持続可能なサプライチェーンの構築に向けた農水省の取り組みをご紹介します。持続可能性は環境、社会、経済という三本柱から構成され、すべてに平等に対応する必要があると考える。日本は一部の資源が限られているため、持続可能性と共に生産性も向上させることが重要である。農水省が 2021 年に策定したみどりの食糧システム戦略では、持続可能な農業・食糧システムに向けた基本的な方向を示しており、官民での取り組みも重視している。生産国に着目した取り組みも行っており ELPS イニシアティブと呼ばれる活動では、国際機関と連携し発展途上国の農村部にて持続可能な調達を円滑に進める支援を行っている。また持続可能な森林経営と木材利用に関する活動も重視しており長年、継続的に取り組んでいる。例えば 2023 年には JICA を通じ、木材原産国を対象とした技術協力プロジェクトを実施した。同年にはクリーンウッド法（CW）を改正し、生産国で合法的に伐採された木材の流通利用を促進している。CW は合法木材の流通利用促進を目的としており、農産物サプライチェーンを対象にしたものではないという点で EUDR とは

目的が異なる。規制の手法についても大きく異なっているため、両者の単純比較は適当ではないと考えている。日本は CW だけでなく、二国間、多国間、国際機関や官民協力等様々な手法により、産出国における木材の違法伐採に多角的に対応している。

門田 克行 日本製紙連合会 国際担当部長 コメント

EUDR の実施に関して製紙業界含め様々な関係者から多く懸念の声が上がっている。中でも我々が重要と考える点について、また製紙業界のバリューチェーンに与える可能性のある重大なインパクトについてコメントしたい。製紙業界はすでに森林破壊、森林劣化を防ぐという EUDR の目的に沿っている。業界は持続可能な森林経営を行っており、責任のある原料調達を行っている。デューデリジエンスを実施し不法伐採対策も講じている。また日本では製紙の 70%の原材料は古紙、30%は木材由来で製材の残渣や間伐材などを原料としている。このように製紙業界は実質的に森林破壊フリーあると考えられるにもかかわらず、パルプ、紙、板紙が EUDR の厳しい規制対象となっている。残渣については丸太などを処理する際に出るもので複数の場所で加工処理される。つまり残渣混合物は何万という森林区画から様々な異なる日付で原材料を調達していることを意味する。このため物理的に分離不能な原料すべてに対して地理情報を網羅することは極めて困難である。製紙業界は EUDR に対応するため残渣からトレース可能な低級木材などに原材料を切り替えることになり、世界的な原材料や製品価格の高騰、EU 域外での更なる森林伐採につながる可能性があり、これは最悪のシナリオである。EC には懸念に対応し解決方法を示すまでより長い移行期間や段階を設定する、また低リスク国、企業、製品には要件を変えるなど適切で効果的な対応を求めたい。

伊東 亜弥子 株式会社ブリヂストン グローバルサステナビリティ戦略統括部門 ソーシャルバリュー戦略部 部長 コメント

グローバルなタイヤメーカーの視点から EUDR の与える影響について簡潔に述べたい。初めに、弊社は 150 か国以上で展開するグローバルなタイヤゴムメーカーであり、連結売上の示す通り、売り上げの多くは海外でありヨーロッパはビジネスの重要な一部となっている。タイヤと主原料である天然ゴムは共に EUDR の対象となっている。天然ゴムの多くは東南アジアで栽培され、90%は小規模農家であることから、環境及び社会にも大きな影響のある商品であることがわかる。サプライヤーおよび農家とも協業して持続可能な運営や農業を支援しており、EUDR 適合への準備を支援している。社内外で EUDR の完全な準拠を目指しているが重要な課題にも直面している。EU 域外で活動する企業にとって、EU 市場へ製品を投入するのに少なくとも摘要前 2 か月のリードタイムが必要となる。域内の企業は 12 月 30 日までに原材料を域内へ持ちこめば規制は適用されず、その原材料を使用した製品を適用後も販売出来るという状況は不公平であると考えられる。10 月に適合原材料に切り替えるためには遅くとも 7 月に原材料を調達する必要がある。分離の要件が厳しいため多めの調達をすることになり費用が発生する。ガイドラインが 7 月に発行されるのでは EU 域外企業にとって時間が足りないといえる。EU 域内外の企業に対し平等な扱いをお願いしたいところである。

Q&A セッションでは、モデレーターの**田辺 靖雄（日欧産業協力センター 日本側専務理事）**が以下の質問を取り上げた。

- 門田氏と伊東氏が取り上げた問題点について、Torres 氏に質問した。Torres 氏の回答に対し、両名にコメントを求めた。門田氏は延期が難しいことは理解できるが、情報収集の困難さや、大企業と中小企業の移行期間の違いなど、あと半年での実施には多くの問題があると考え、とした。伊東氏は、EU 域内外企業に公平に適用されるとする本規制が、不公平を生んでいることについての考えを求めた。

- 森林破壊の主な要因は農地転用と説明されたが、宅地・商用開発などの都市開発は森林破壊と定義されるのか。
- 規制に違反した場合どのようなペナルティーが発生するか。EU 域内での総売上高の最大 4%、という理解は正しいか。これは多すぎると感じる。というのも企業には多くのセグメントがあり、EUDR に関連したビジネスがごく一部であったとしても、EU 域内での総売上高の最大 4%のペナルティーを課すのか。
- 12/30 に規制が開始する。日本製品を EU 市場へ輸入する企業は、デューデリジェンスステートメントがなければ税関を通過できないということだが、製品の製造日と通関、デューデリジェンスに関係はあるのか。
- トレーサビリティについて、土地区画の特定に GNSS システムが使用可能だが、6 桁の位置情報は一般の人々も本システムで取得可能か。
- 適用範囲について確認したい。Annex-1 に明記されリスト化された関連する品目と製品のみが EUDR 対象か。
- デューデリジェンスについて。例えば製紙やパーム油などには、認証システムがいくつかある。これらを活用することは可能か。また今後これらをデューデリジェンスシステムに組み込むことは可能か。
- 義務が発生するのはオペレーターが対象製品を EU 市場に置く、と表現されている。置く、とは市場で販売することだと思うが、輸入業者が製品を保管しているのみで市場で販売していない場合は適用外か。また、パートナー企業が製品を受け取って検査を行うのみで市場で販売されない場合も適用外か。さらに既存製品の修理またはメンテナンスを行うため、市場で販売しない場合、これも適用外か。